

2013年9月20日 第2640号

相続マイスター講座の内容（第4期）

1	9/21	プロの現場を追体験！地主を守る相続コンサル実務	清田 幸弘
2	9/21	相続マーケットの攻略法	黒田 泰
3	9/28	避けて通れない成年後見の活用法と実務	勝 猛一
4	9/28	実例に学ぶ不動産所有法人による大胆な節税	田中 美光
5	10/12	不動産評価の基礎理論と実務	國武 久幸
6	10/12	相続税調査が来ないようにするための5つのポイント	妹尾 芳郎
7	10/19	高齢者マーケット開拓手法	齊藤 浩一
8	10/19	法律家は必ず見る！遺言にまつわる法律問題	元榮太一郎
9	11/2	生命保険がもたらした相続対策の恩恵3つの事案	染谷 勝己
10	11/2	小規模宅地の特例を使った評価減対策	高橋 安志
11	11/9	広大地評価の実務	沖田 豊明
12	11/9	事業承継の基本	牧口 晴一
13	12/7	主要各国の不動産の評価不動産の税務	下崎 寛
14	12/7	プロがうなる土地評価！実務に役立つ5つの事例	芳賀 則人
15	12/14	資産税の課税強化に伴う新たな対策	木村 金藏
16	12/14	地主側弁護士しか語れない！争族トラブル実例解説	小嶋 和也

相続大学校の具体的なカリキュラムは、左表の通り。同校主宰の清田幸弘氏は、次のように語る。「9月21日からスタートする第4期から、講師陣を16人に増やした。それだけが100人以上

相続ビジネスが拡大 税制改正で相続案件が急増

8月30日、「丸の内相続大学校」は9月21日からスタートする第4期生募集のためのプレセミナーを開催した。2012年に同校が始めた相続マイスター講座は、相続手続き、法務、税務を習得した一流の実務家の養成を目的に開講した。今回「相続マーケットを支配する経営戦略とは？」をテーマに、同校主宰の清田幸弘氏（ランドマーク税理士法人代表税理士）と、元榮太一郎氏（弁護士法人法律事務所オーセンス代表弁護士）が講演。丸の内相続大学校の特長と具体的なカリキュラム、そして清田氏が同校を設立するに至った動機について紹介しよう。

一流の実務家を養成「相続マイスター講座」

してほしい」16講座を修了し認定相続マイスターに登録すると、相続の実務家が有志で行う勉強会「丸の内相続ゼミ」に参加できる。

ゼミは、相続マイスター講座で学んだ知識の深掘りと、実務と知識を連動させたい人の勉強会だ。ゼミは次の5部会を用意した。

①生前対策部会：遺言書の作成指導、生命保険、不動産の有効活用など生前対策としてのコンサルティング力を磨く。

②土地評価部会：土地の評価減の手法、現地調査の実態、資料作成方法など実例を交えて検討。

③税務調査対策部会：

相続税の申告書の作成、事前準備や税務署との交渉・折衝法。

④農業部会：農地等の納税猶予など農業継続に必要な課題を研究。

⑤マーケティング部会：

市場の捉え方を含め、売れる仕組み作りを研究。

用しなくなり、誰にどう

ても身近な税金になる。

そんな相続ビジネスが話題となる中で、「相続マイスター講座」を相続実務のスタンダードとしてブランド化してきた

い」

事実、相続実務に携わる人たちへの情報が行き渡っていないため、第一線の実務家からの信頼で

「超高齢社会を背景に、相続ビジネスに関する二つは確実に拡がっている。その受け皿として、高度な知識で満足度

に語る。

田氏は、丸の内相続大学校の設立動機を次のよう

に語る。

「超高齢社会を背景に、相続ビジネスに関する二つは確実に拡がっている。その受け皿として、高度な知識で満足度

に語る。

に語る。